



金融 事情

JETRO



バングラデシュ

BOP実態調査レポート



ブランチレスバンキング

概要

バングラデシュの貧困層(BOP)は、正規のバンキングサービスはコストがかかる、制約がある等の理由で、さまざまなブランチレスバンキングサービスに依存している。マイクロファイナンス機関(MFI)やその他の機関の多様なマイクロファイナンスプログラムは、銀行を利用しない国民に金融サービスを提供している。ブランチレスバンキングサービスのみを提供する銀行は国内に存在しないが、銀行が代理業者のネットワークを利用するサービス等の各種モデルが出現してきている。また、各種金融サービスを運営・提供している子会社や代理業者が多数存在する。バングラデシュにおいて、以下がブランチレスバンキングサービスと考えられる。

- ・銀行が通信会社と提携して提供するモバイルバンキング
- ・Bangladesh Post Officeの郵便金融サービス
- ・代理業者による送金(国内および海外)
- ・販売時点情報管理(POS)決済
- ・預金およびクレジット等のバンキングサービス
- ・公共料金、税、クレジットカード請求等の個人・企業間決済、福祉支給金支払い等の政府・個人間決済
- ・Eコマース 等

バングラデシュ銀行(BB)の発表によれば、バングラデシュで営業している銀行は47行で、うち37行が完全オンライン化、4行が部分オンライン化されており、6行でオンライン化が進行中である。



2012年6月現在、23行がBBから国内でモバイル金融サービスを導入するための無異議証明書(NOC)を取得している。うち14行は、すでに海外からの送金の払い出し、個人から企業へ(各種料金支払い)、企業から個人へ(給与支払)、個人から個人へ、政府から個人へ(独立戦争退役軍人手当)、個人から政府への支払い(納税)等のモバイル金融サービスの提供を開始している。

略語集

BB :バングラデシュ銀行(Bangladesh Bank)

POS :販売時点情報管理(Point of Sales)

MFI :マイクロファイナンス機関(Micro Finance Institution)

GB :グラミン銀行(Grameen Bank)

DBBL :Dutch-Bangla Bank Limited

JETRO



モバイルバンキング

携帯電話を介した預け入れや引出し、代金支払い、公共料金支払い、給与引出し、海外送金、政府から支給された手当の引出し等の業務および金融サービスの提供は、モバイルバンキングと呼ばれている。バングラデシュの携帯電話契約者は約9,370万人に達し、ブランチレスバンキングとしてのモバイルバンキングは、銀行を利用しない層にとって重要な役割を果たしている。約70万にのぼるモバイル口座が開設され、2012年5月までの取引高は71億3,000万タカに達している。携帯電話会社は、店舗を通じて公共料金支払いを受け付けている。徴収件数は月平均約50万件である。また、携帯電話会社は、月平均1万2,000枚前後の鉄道切符を販売している。

郵便局の金融サービス

Bangladesh Post Officeは、電子送金サービス(EMTS)と郵便局キャッシュカードという2種類のブランチレスバンキングサービスを提供している。EMTSは、2010年3月にスタートした。EMTSの利用者は郵便局から友人や親族に資金を即時送金でき、友人や親族は国内各地にある1万局のうち2,000局で送金を受け取れる。EMTSは、在来型の郵便為替サービスに間もなく取って代わることが予想される。

また、最近スタートしたサービスに郵便局キャッシュカードがある。カードには所有者の氏名が記載されないが、氏名と写真をカードに表示するオプションもある。このカードで所有者は資金を安全に保管し、自由に貯蓄することができる。口座の開設には45タカ(約0.60米ドル)かかる。通常、顧客は引出し時に1%の手数料を徴収される。Bangladesh Post Officeは、日本を含む15カ国と二国間為替協定を結んでいる。

ATMネットワーク

E-Cashはバングラデシュ初の共有ATMネットワークである。E-CashはUnited Groupが所有し、Electronic Transactions Network Ltd(ETN)が保守・管理している。ETNは、Agrani Bank、Bank Asia、Dhaka Bank、Islami Bank Bangladesh、Social Investment Bank、Southeast Bank等の各行と契約を締結している。その他のATMネットワークとしては、ITC Limitedが実施・支援を行っているQ-CashとOmnibusがあり普及しつつある。



Eコマース

BBは2009年11月に、バングラデシュの指定商業銀行が提供できる特定Eコマース業務(以下に示す)に関するサーキュラーを発令した。

- ・顧客の口座から受取人の口座への公共料金オンライン支払い
- ・顧客の口座から同じ銀行の顧客の別口座への資金振替
- ・商品売買に関し、買い手の銀行口座から売り手の銀行口座への資金の支払い/回収
- ・クレジットカードによる現地通貨でのインターネット取引

また、同じ銀行の顧客同士は互いの口座に50万タカまで資金を送金することができる。

急速に普及しつつあるEコマースサイトには、akhoni.com、clickbd.com、ajkerdeal.com、iferi.com、meenabazar.com.bd等がある

モバイル事業者3社(Grameenphone、Banglalink、Citycell)は、携帯電話で鉄道の乗車券を販売する許可を得ている。加えて、Grameenphoneは、Bangladesh Cricket Board(BCB)が国内で手配したクリケット国際試合のチケットを販売することが認められている。

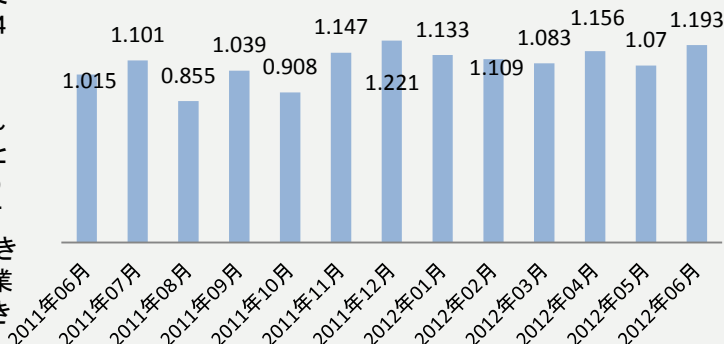


送金

バングラデシュ銀行(BB)は、公式なルートによる送金量の拡大を推進するため、地方銀行が両替所と支店を開設することを奨励している。現在、地方銀行24行の69の両替所、支店または駐在員事務所が海外からの送金受取を認められている。銀行は、確実に72時間以内に受取人に送金を引き渡すよう求められている。さらに、海外からの送金受入れ拡大を目的とした手続きの改善、スピードアップ、簡略化に一部のMFIも関わっている。また、外国為替委員会から許可を取得した16前後のMFIは、送金を受けた資金の引き渡しが認められており、一部の銀行は、モバイル事業者の全国の店舗を利用して送金を受けた資金の引き渡しが認められている。

世界銀行のデータによれば、バングラデシュは、海外で働く国民からの送金額は発展途上国および後発発展途上国中の5位となっている(2011年)。

海外からの送金 (単位:10億ドル)



出所: BB

ブランチレスバンキングのサービス規制等

ブランチレスバンキングサービスのみを提供する銀行や金融機関はバングラデシュに存在しないため、金融監督機関による網羅的な指針(規則および規制)はない。支払・決済システムを近代化するため、2009年バングラデシュ支払・決済システム規則の原案を公表した。BBには、決済システム、決済システム事業者(PSO)および決済サービス事業者(PSP)に免許を付与する権限が認められている。

ブランチレスバンキング・サービス事業者は、既存の銀行の許可を取得するか、または契約関係を通じてバングラデシュ国内の銀行と提携する。

当該関係が外国企業との合併事業の場合は、投資委員会(BOI)の許可を取得しなければならない。また、その外国企業が利益を海外に送金する場合は、外国為替委員会の許可を取得しなければならない。

銀行は、BBのBanking Regulation & Policy Department (BRPD)に、銀行以外の企業を通じてブランチレスバンキングを提供するための一次許可を申請する。

銀行は、BRPDの許可を取得後、BB決済システム部に別途許可を申請する必要がある。

1991年銀行法によれば、銀行以外の部分的バンキングサービス事業者がブランチレスバンキングサービスを提供するためには、国内の既存の銀行と契約を締結する必要がある。当該業者はその時点で初めてBBの規制・監視システム下に置かれる。BBはこれを銀行主導のプロセスと呼んでいる。モバイルバンキング、Eサービス、ATMサービス等の各種ブランチレスバンキングを通信会社と協力して運営するための許可をBBに申請できるのは銀行のみとなっているためである。



マイクロクレジット

バングラデシュでは、NGO、GB、各種政府系銀行、民間商業銀行、政府の一部省庁の専門プログラム等、さまざまな種類の機関がマイクロクレジットプログラムを実施している。1,000を超える機関がマイクロクレジットプログラムを運営中だが、10大MFIとGBがマイクロクレジット部門の貯蓄総額の87%(約930億タカ)、貸付残高の81%(約1,578億タカ)を占めている。バングラデシュの貧困層の3,000万人近くが、マイクロクレジットプログラムの恩恵を直接受けている。

表:バングラデシュにおけるNGO系MFIの基本統計
(2010年6月末現在)

項目	2008年6月	2009年6月	2010年6月
認可NGO系MFIの数	293	419	516
支店数	15,077	16,851	17,252
社員数	98,896	107,175	109,597
顧客数(100万人)	23.45	24.85	25.28
借入人総数(100万人)	17.79	18.89	19.21
貸付残高 (100万タカ)	134,680.96	143,134.03	145,022.66
(100万米ドル)	1924.01	2044.77	2071.75
預金額 (100万タカ)	47,386.19	50,610.04	51,362.93
(100万米ドル)	676.95	723.00	733.76

出所: MRA-MIS データベース(2010年)

マイクロクレジット規制局(MRA)

バングラデシュでは過去30年間、MFIとその他銀行等の機関が、貧困層に各種の社会・金融サービスを提供しているが、これらのサービスは中央の監督システムの対象外となっていた。マイクロクレジット部門を規制枠組みに取り込むため、政府は2006年7月に「2006年MRA法」を成立させ、8月に施行した。同法に基づいてMRAが設立され、MFIのマイクロクレジット活動を監視・監督する権限および責任が付与された。MRA法の定めにより、MFIはMRAの免許を取得しない限り、マイクロクレジットプログラムを運営できない。NGOや諸機関もマイクロファイナンス業務を行うにあたっては同局から免許を取得することが義務付けられている。

マイクロクレジットの実効性

貧困層に低利の少額融資を提供するマイクロファイナンスは、後発発展途上国および発展途上国の貧困緩和に役立つと専門家は見ている。

バングラデシュ人はどのようにしてNGO系MFIに関する情報を入手するのか

バングラデシュはマイクロファイナンス発祥の地であるため、一般のバングラデシュ人はマイクロファイナンスについて基本的な知識を持っている。そのため、近所の人や仲間同士を通じてマイクロクレジットサービス事業者について情報を入手することになる。あるNGO系MFIの現場担当者は、特定の地域を訪れて人々(主に女性)を集めて自分たちの組織や提供する各種ローン商品について説明している。



どのようにしてマイクロクレジット利用者になるのか

適格者がマイクロファイナンス利用者になるにあたって、NGO系MFIは以下のような所定の手続き、また多くの場合は共通の手続きを設けている。

- 特定のNGO系MFIの構成員として認定を受ける。
- 借入予定額1,000タカにつき約100タカを預金する。
- 月額250タカ前後の保険料で保険に加入する。
- MFIによっては、5人のグループを作ってローンを申請し、チームリーダーを選出する。このチームリーダーが他の構成員から分割返済金を徴収し、MFIの職員に返す。構成員が融資を受けるにはチーム構成員の大半の賛同を得る必要がある。
- チーム構成員とMFIの両方の承認が得られ融資を受ける際に、印紙税等のその他料金(通常20~60タカ)を支払う。

多くのMFIは地方のみならず都市部の適格者にもローンを提供しているが、都市のスラム街でマイクロクレジットサービスを運営するNGOはほとんどいない。多くのMFIがスラム街の住人にローンを提供しながらないのは、こうした仮設住居が集まる場所にローンを提供することが安全な投資と考えられないからである。国内の大手マイクロクレジット事業者が提供する単純なマイクロクレジット、季節ローン、農業ローン、家畜飼育ローン、小規模事業ローン、天災ローン等の各種ローン商品は、人々が様々な経済活動に従事する上で重要な役割を果たし、これらの人々の社会経済的状況の漸次向上に貢献している。

それでも、時々、マイクロファイナンスの実効性の問題が議論されるが、何事にも良い面と悪い面があり、マイクロファイナンスの重要な利点はその短所よりも大きい。多くのマイクロクレジット利用者のサクセスストーリーを耳にする一方で、借入人の中には融資マイクロクレジットを受けても状況を改善できず、むしろローンが重くのしかかって身動きが取れない状態の者もいる。時には借入人が事業を運営する上で当初の貸付額が不十分なこともある。また、中・上層階級で融資を受ける資格がない者が自分のために数人の(5~6人以上)の貧困者を集めて融資(例6,000タカ×5=3万タカ)を受け、これらの貧困者に謝礼を支払うケースもある。その結果、ローンの最終利用者の不正行為によって、これらの貧困層が債務不履行者になってしまうことがある。

マイクロクレジットは貧困根絶に重要な役割を果たしている。上位のマイクロクレジット事業者とは異なり、多くのマイクロクレジット事業者は限られた種類のローン商品のみを提供している。これらの事業者は各種の商品に同一の支払猶予期間を設けているが、時にはこの期間は現実的でない。例えば、借入人が借りた資金を牛の購入に充てる。借入人はローン実行から1週間後に返済を開始しなければならないのであれば、それは実現不可能である。投資から1週間以内に利益を得ることは不可能なので、借入人は利息を含む分割返済金を借入金から支払うことになる。多くの場合、借入人は複数の投資部門に資金を投入し、投資に対する利潤をそれぞれ異なる時期に手にするが、ローン実行の翌週には返済を開始しなければならないのである。

MRAの最近の調査によれば、NGO系MFIの一般融資の実効金利は25~33%、最高金利は29%であった。多くの機関が22%の金利を課しているが、場合によっては金利が融資額の100%を超えるケースもある。

一般にマイクロクレジットの金利は、当該機関のコストの種類によって異なる。コストの種類には資本支出と運営費の2種類がある。マイクロファイナンスを運営するNGOの資金総額の約33%の財源は、顧客の預金である。顧客には預金額の0.5~7.0%の利息が支払われる。MFIの金利には、各MFIのサービス提供エリアの条件によって18~60%の幅がある。マイクロファイナンスプログラムがない場合、極貧困層の最も一般的な代替手段は地元の「貸金業者」である。これらの貸金業者は一般に120~130%の金利を課している。

【免責事項】本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。